

居宅介護職員初任者研修等指定事業者 様

愛知県健康福祉部長  
(公印省略)

同行援護従業者養成研修一般課程に相当するものと認める研修について (通知)

日頃は本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
同行援護従業者養成研修一般課程 (以下「一般課程」) に相当するものとして愛知県知事が認める研修について、今般下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

なお、「視覚障害者移動介護従業者養成研修課程について」(平成 23 年 10 月 3 日付け 23 障福第 1140 号。愛知県健康福祉部長通知) は廃止します。

記

1 一般課程に相当するものと認める研修

本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者 (以下「事業者」) が実施した次の年度内に修了した研修

- (1) 重度視覚障害者研修課程 (平成 12 年度～平成 16 年度)
- (2) 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程 (平成 16 年度～平成 23 年度)
- (3) 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程 (平成 19 年度～平成 23 年度)

2 一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程に相当するものと認める研修

社会福祉法人日本盲人会連合が実施した

「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修」(平成 20 年度～平成 23 年度)

3 修了証明書について

平成 18 年 9 月 30 日までは、県並びに政令指定都市(名古屋市)及び中核市(豊橋市、豊田市)が事業者指定を行っていたため、修了時期や指定を受けた当時の規定により修了証明書の様式には一部相違があります。

上記 1 の研修名称と次のいずれかの記載等があれば、当該研修の修了者として取扱ってください。

- (1) 厚生労働省が定める
- (2) 厚生労働大臣が定める
- (3) 愛知県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱に規定する

※ (1)～(3)がない場合等は、確認のため障害福祉課相談支援グループまで連絡ください。

担 当 相談支援グループ  
電 話 052-954-6292  
ファクシミリ 052-954-6920  
メール [shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)